

第 26 回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 平成 30 年 4 月 26 日 (木)

2. 招集日時 午後 1 時 30 分 開議

3. 招集場所 役場 2 階会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長 (12 番) 西舘 徳松、 職務代理者 (11 番) 中里 照夫

1 番 古里 典子、 2 番 内澤 初蔵、 3 番 下谷地敦雄、

4 番 福田 光雄、 5 番 山田 一夫、 6 番 荻谷 雅行

8 番 鶴飼 榮一、 9 番 本田 健耕

農地利用最適化推進委員：

2 番 木村 正司、 3 番 川島 秋子、 4 番 笹山結実男、

5 番 清藤 秀則、 6 番 寺澤 正幸

5. 欠席委員 農業委員：

7 番 畑林 悦男、 10 番 泉山 和彦

農地利用最適化推進委員：

1 番 古舘 久

6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬設男、 主任 紫葉優樹

議 長 (西舘会長)

それではただ今より、第 26 回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

(開会 午後 1 時 30 分)

議 長 本日の出席農業委員は、10 名で在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立いたしました。また、農地利用最適化推進委員は、5 名の出席となっております。なお、畑林委員、泉山委員、古舘委員からは、欠席の報告がございました。

それでは日程に入ります。

日程第 1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので 5 番 山田一夫委員、6 番 荻谷雅行委員のお二方

をお願いいたします。

日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

それでは、議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

番号1についてですが、農地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人の状況については、資料のとおりです。新規就農する長男へ贈与するための無償移転の申請となります。現地確認については、木村委員、本田委員に依頼しております。

番号2についてですが、農地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人の状況については、資料のとおりです。親戚への贈与のための無償移転の申請となります。現地確認については、木村委員、西舘委員に依頼しております。

なお、農地法第3条第2項の各号に関する調査結果についてですが、いずれの申請も、第1号から第7号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地確認についてですが、番号1は、木村委員、本田委員に、番号2は、木村委員と私が、依頼されております。番号1から順にご報告願います。

木村委員 番号1について報告いたします。場所は〇〇〇〇地区内、住宅地裏手の南側にあり、周囲は西側が山林、その他は畑となっております。受人は今年農業大学を卒業し新規就農するというので、一年目はホップ栽培、翌年よりホップと野菜の複合経営を目指したいとのことで、今後に期待が望まれます。後継者である長男への贈与ということで、農地を効率的に利用できるの見込まれ、また、周辺農地へ支障はないと思われ、この申請は許可相当であると考えます。

木村委員 続きまして番号2について報告いたします。場所は〇〇地区内、町道〇〇〇線の道路を西へ50mくらいの所にあり、住宅の裏手で、周囲はすべて畑となっております。申請人の関係は、本家、分家の関係であり、元々〇〇〇〇さん所有の土地で、長年に渡り耕作しており、本家に返す形の贈与とのことです。〇〇さんも、この先たばこ等を耕作していくつもり

であるということですので、農地を効率的に利用できると思われ、また、周辺農地へ支障はないと思われ、この申請は許可相当であると考えます。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺いますが、農委法第31条の規定の議事参与の制限により、中里委員は一時退席願います。

(中里委員 退席)

議 長 番号1について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 中里委員の復席をお願いいたします。

(中里委員 復席)

議 長 番号2について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することといたします。

日程第4、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について上程いたします。朗読を兼ねて説明をさせます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

番号1～7までは再設定の申請となります。番号8、9については、いずれも賃貸借による5年間の新規での設定となります。また、番号7、9につきましては、法廷相続人の申請となっております。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。番号1から6まで、ご意見を伺います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号7の議事については、農委法第31条の規定の議事参与の制限により、福田委員の一時退席をお願いいたします。

(福田委員 退席)

議 長 番号7について、ご意見を伺います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 福田委員の復席をお願いいたします。

(福田委員 復席)

議 長 続きまして、番号8と番号9について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第2号については、原案のとおり決定することとし、計画策定について町長へ要請いたします。

日程第5、議案第3号、適用外証明交付申請の承認について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

番号1の農地については、昭和50年頃から休耕し、自然に雑木が茂り現況が山林となっているためということで、適用法令に関し不知だったため申請があったものです。

番号2については、平成10年頃から休耕し、自然に雑木が生い茂り現況が山林となっているためということで、適用法令に関し不知だったため申請があったものです。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地確認についてですが、番号1は、川島委員、鶴飼委員に、番号2は、笹山委員、下谷地委員に依頼しておりますので、それぞれ順に報告願います。

川島委員 報告いたします。申請地は昭和50年頃から労働力不足等により休耕しており、その後、自然に雑木が生い茂り、現在は山林となっております。農地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められるため、又、周囲の農地への影響はないと思われるため、許可相当であると考えます。

笹山委員 番号2について報告いたします。場所は県道〇〇〇〇線の〇〇地区から谷地渡地区へ向かう町道との交差点を北へ150mほどの所に位置し、南側は畑、北側と東側は山林となっております。町道からの進入路が20mほどありますが、軽トラックが通る余裕もないくらい、狭い道となっております。平成10年頃より労力不足等により休耕しており、その後、自然に雑木が

茂り、現在は山林となっています。農地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められるため、又、周囲の農地への影響はなく、許可相当であると考えます。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第3号、適用外証明交付申請の承認については、原案のとおり決定することにいたします。

日程第6、議案第4号、職員の任免について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、事務局職員の任免について、審議願います。

番号1、軽米町農業委員会事務局職員を免ずる職員としまして、局長補佐 畑中幸夫、主事 関向幹也、番号2、事務局職員に任命する職員としまして、局長補佐 長瀬設男、主事 日山菜穂実、主事補 永井重徳となります。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご質問等ございますか。

(「なし」との声あり)

議 長 それでは、議案第4号については、原案のとおり決定することにいたします。

続きまして、農地等の現状変更完了確認について、事務局より報告いたします。

事務局 (別紙資料により報告)

議 長 報告のとおりです。ご質問等ございますか。

(「なし」との声あり)

議 長 ここで休憩にします。
事務局より報告等がありますので、よろしく願いいたします。

(午後 1 時 50 分 休憩)

~~~~~

( 午後 2 時 05 分 再開)

議 長       再開します。  
以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。  
これをもって、第 26 回軽米町農業委員会総会を閉会といたします。

( 閉会 午後 2 時 05 分 )